

議第 64 号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地理的条件が不利な中山間地域において、安定した営農の維持を図るため、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第1条、第3条関係）			別表（第1条、第3条関係）		
事業名		区分	事業名		区分
土地 改良 事業	農地整備事業の款（略）		土地 改良 事業	農地整備事業の款（略）	
	かん がい 排 水・た め池 事業	県営事 業		かん がい 排水 事業	5 %以内
		団体営 事業		団体営 事業	10%
		県単補 助事業		県単補 助事業	<u>10%</u>
		市単独 事業		市単独 事業	20%
その他土地改良事業の款（略）			その他土地改良事業の款（略）		
農道整備事 業	県営事 業		農道整備事 業	県営事 業	
		5 %			5 %
		団体営 事業		団体営 事業	10%
		県単補 助事業		県単補 助事業	<u>10%</u>
		市単独 事業		市単独 事業	20%
農道舗装事業の項～ライフライン保全 対策事業の項（略）			農道舗装事業の項～ライフライン保全 対策事業の項（略）		
※（略）			※（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地理的条件が不利な中山間地域において、安定した営農の維持を図るため、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 土地改良事業のかんがい排水事業名を改めます。

(別表関係)

(2) 県の補助率が嵩上げされたため、県単独事業かんがい排水事業及び県単独事業農道整備事業の受益者負担率を5%引き下げます。

(別表関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)